資 料 6

東京都市計画自動車ターミナルの変更（素案）

東京都市計画自動車ターミナルに都市計画第１０号桜丘町バスターミナルを次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	ターミナル名			
バスターミナル	第１０号	桜丘町 バスターミナル	渋谷区 桜丘町 地内	約0.18ha	階層　地上２階 停車場所数　約３バース 一般自動車ターミナル
	立体的な範囲		渋谷区桜丘町地内において立体的な範囲を定める（面積約0.18ha を対象）。		

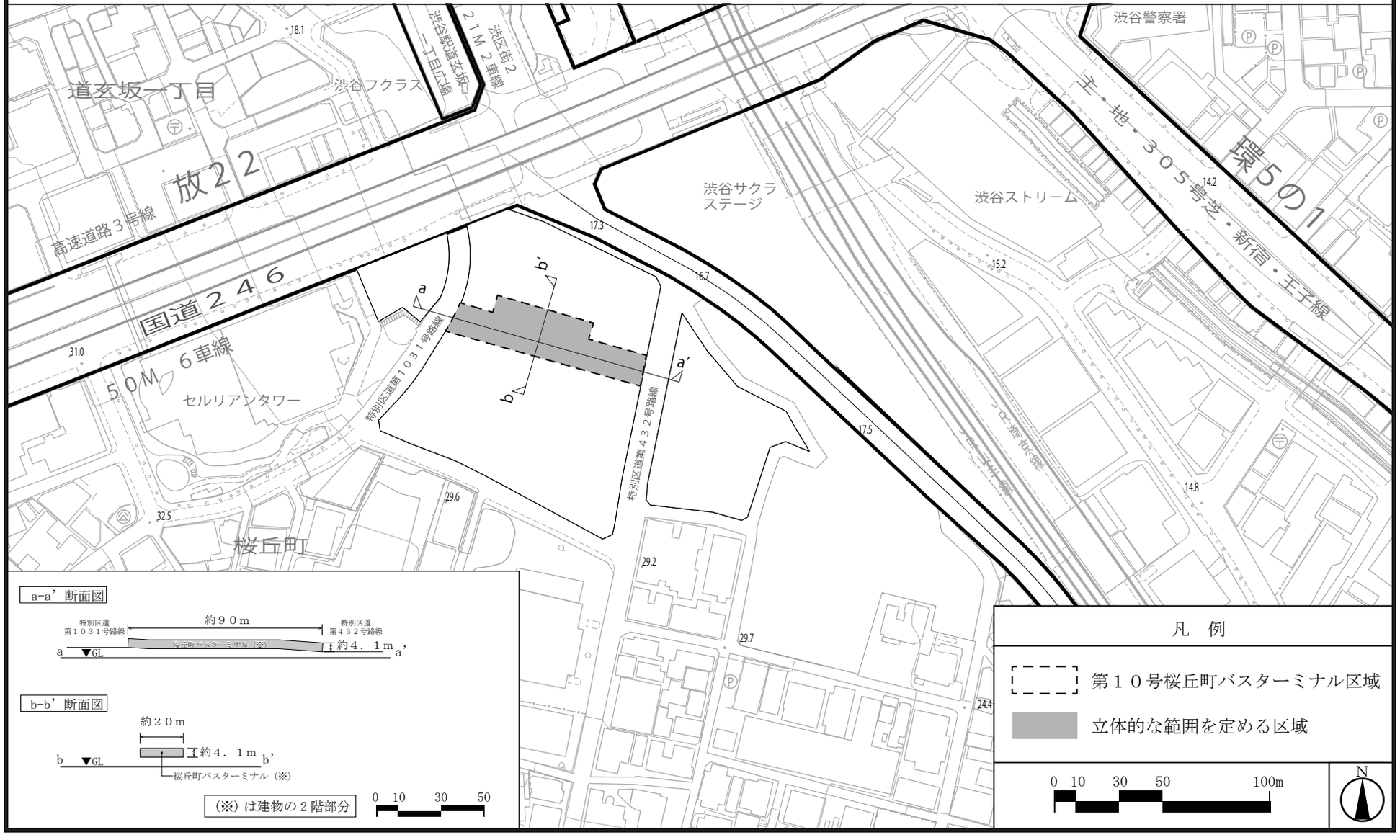
「区域及び立体的な範囲は、計画図表示のとおり」

理由：東京の新たな西側の玄関口にふさわしい国際化に対応した渋谷駅周辺の交通結節機能の強化を図るため、都市再生特別地区（渋谷桜丘町中地区）の区域内約0.18ヘクタールにおける自動車ターミナルの変更をする。

変　更　概　要

名　　称	変　　更　　事　　項
第１０号桜丘町バスターミナル	１　新規追加

東京都市計画自動車ターミナル
第１０号桜丘町バスターミナル　計画図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：８都市基交測第41号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「（承認番号）MMT利許第08-K113-2号、令和８年６月１日」
「（承認番号）８都市基交測第41号、令和８年６月１日」「（承認番号）８都市基都第10号、令和８年４月１５日」